

クラブ活動費に関するお知らせ

令和6年度より、就学援助制度の支給費目にクラブ活動費が追加されました。準要保護に認定された方については、中学校（義務教育学校後期課程）の部活動で使用する用具の購入費用の2分の1の金額を支給いたします。在籍期間の3年間で30,000円が上限となります。クラブ活動費の申請には領収書等が必要になりますので、令和6年4月（年度途中申請の場合は申請日）以降に購入した「部活動用具の領収書等（購入金額等の分かるもの）」を全て保管しておいてください。

学校（部活）を通じて一括購入する用具については、「購入した品名、金額等が分かる書類」（学校から配布される購入申し込み用紙等）を、各ご家庭で購入する用具については、「領収書等」を添付し、「クラブ活動用具等購入報告書」を学校へご提出ください。購入内容等を確認後に支給となります。

申請用紙、領収書等の提出時期は原則各学期末頃とし、詳細については認定結果通知書とともにご案内いたします。対象となる用具については下記図表を参照の上、在籍校、顧問の先生等にご確認ください。

<参考>

支給対象となる経費

部活動で一括購入又はご家庭で個別に購入した用具の費用

運動部

・グローブ ・ラケット
・スパイク ・ユニフォーム ・練習着 等

文化部

・リード ・画材道具
・楽譜ファイル・書道用具 等

支給対象とならない経費

- ・合宿費用 ・交通費 ・登録料等 ・授業での使用を目的とする物品
- ・日常生活用途が強い物品（眼鏡、お弁当箱等） ・保護者が購入していない物品
- ・通常の用途を超えた著しく高価な物品
- ・地域のクラブチームや家庭、または高校入学後に使用予定で部活動では使用しない物品

※中学校（義務教育学校後期課程含む）で行われる部活動のみが支給対象となります。
※生活保護を受給中の方については、生活保護費の学習支援費より支給されますので、対象外です。

問い合わせ先

亀岡市教育委員会 学校教育課学事係 TEL 0771-25-5053